

議案第 21 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 28 年 2 月 19 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表市長の部三田市市民活動推進委員会の項中「三田市市民活動推進」を「三田市協働のまちづくり推進」に、「市民活動の」を「三田市協働のまちづくり基本指針の」に改め、同部三田市健康福祉審議会の項の次に次のように加える。

三田市手話言語 条例検討委員会	三田市手話言語条例の制定に関する事項についての調査審議	10人 以内	諮問に係る審議 が終了するまで
--------------------	-----------------------------	-----------	--------------------

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。